

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、お客様、取引先等、あらゆるステークホルダーの皆さまの社会的信頼に応えること及び健全な事業活動を通して社会に貢献していくことを企業経営の基本的使命ととらえ、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。このためにはコーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させることが不可欠であると認識しており、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの整備・運用を通して、急激な経営環境変化に迅速に対応できる体制構築に積極的に取り組んでまいり所存であります。当社は、2016年6月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、また、2021年5月10日に取締役会の諮問機関として「ガバナンス委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、タイムリーディスクロージャーにつきましても、重要性を認識し情報提供の即時性・公平性を図り、機能的なIR活動に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は東京証券取引所JASDAQの上場会社として、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オートボックスセブン	498,800	21.94
増田 清高	259,900	11.43
坂本 裕二	218,763	9.62
牛田 恵美子	177,100	7.79
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	91,266	4.01
MSIP CLIENT SECURITIES	77,800	3.42
バッファロー従業員持株会	73,500	3.23
大野 健次	32,000	1.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	22,100	0.97
株式会社国分商会	22,100	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井手 秀博	他の会社の出身者					△		△	△			
山口 乾	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井手 秀博	○		株式会社オートバックスセブン取締役常務執行役員、同常勤監査役、株式会社オートバックス・マネジメントサービス代表取締役社長を経て当社取締役(監査等委員)	当社のその他の関係会社であり、かつ、フランチャイズ本部である㈱オートバックスセブンの取締役常務執行役員、常勤監査役を歴任し、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断したため、社外取締役として選任しております。
山口 乾	○	○	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事名古屋支店長、株式会社ロートピア代表取締役社長を経て当社取締役(監査等委員)	企業人としての幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することが期待できると判断したため選任しております。また、同氏は一般株主との利益相反の生じるおそれはないものと判断できることから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服します。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議して行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役、内部監査室及び有限責任監査法人トーマツは、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の効率性と有効性を高めております。

(内部監査室と監査等委員会の相互連携)

互いの監査計画を基に進捗状況を把握し、情報の共有を行うことで、日常的かつ機動的な連携を図っております。また、内部監査室の専任者は、定期的に監査等委員会に出席し内部監査の状況について報告・意見交換等を行っております。

(内部監査室と会計監査人の相互連携)

内部監査室は会計監査人に対し、監査計画と監査実績について定期的な報告を行っております。このほかにも両者は必要に応じて情報交換を行い、監査機能の充実に努めています。

(監査等委員会と会計監査人の相互連携)

四半期及び期末、その他必要に応じて会合を開催し、互いの監査計画を基に進捗状況を確認すると共に、監査実績、内部統制の監査、重要な事実の有無等について相互に意見・情報交換及び内容確認を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置しております。取締役の指名・報酬等について、ガバナンス委員会の諮問を経ることで、手続きの公正性・透明性・客観性を確保してまいります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

2017年6月23日開催の第35期定時株主総会決議により、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、株主総会で承認いただいた報酬枠内とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、株主総会で承認いただいた株数内とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値とします。

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。①対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。②一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。③譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことなどを条件として譲渡制限を解除すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬及び株式報酬から構成する。

基本報酬は、株主総会で決議された上限額の範囲内において、各取締役が担う役割・責務に応じて決定し、毎月現金で支給する。株式報酬は、経営方針の遂行、業績向上へのインセンティブ及び株主との価値共有の促進を目的に、毎年1回業績を勘案のうえ支給を決定する。なお、報酬の構成割合は、同業他社の報酬構成割合を参考に決定する。

個人別の基本報酬等の内容についての決定は、各取締役の目標管理及び達成状況の認識、職務遂行状況の熟知を考慮し、代表取締役社長に委任する。なお、人事を担当する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じるものとする。

株式報酬は、基準額に基づき支給する。

監査等委員である取締役の報酬等は、独立した立場から客観的な経営助言と監督を行うため、株主総会で決議された上限額の範囲内において、監査等委員の協議により、役割・責務に応じて個人別の基本報酬等を決定し、毎月現金で支給するものとする。

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬限度額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額135,000千円以内（ただし、使用人兼取締役分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であります。また、基本報酬とは別枠で2017年6月23日開催の第35期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する株式報酬額として年額20,000千円以内、株式数の上限を年10,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であります。

取締役（監査等委員）の基本報酬限度額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専任スタッフは配置していませんが、管理本部及び店舗責任者等が必要に応じサポートを行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・企業統治の体制の概要
（取締役会）

取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款に定められた事項及び会社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。また、経営状況や予算実績の差異分析など、経営の重要項目に関する決議・報

告を行っております。

代表取締役1名、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役3名の計7名で構成されており、監査等委員である取締役の内2名が会社法における社外取締役であります。監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監督機能の強化を図っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行状況の監査・監督及び法令、定款に定められた事項について監査しております。内部監査室及び会計監査人と連携した監査体制を構築しております。監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、内2名は会社法における社外取締役であります。

(ガバナンス委員会)

ガバナンス委員会は、原則として取締役会の諮問に応じて開催し、取締役の指名・報酬・その他コーポレート・ガバナンスに関する事項について審議を行い、取締役会に対し提言又は答申を行っております。ガバナンス委員会は代表取締役社長を含む3名以上で構成し、その過半数は社外取締役としており、委員長は社外取締役から選定することとしております。

(執行役員制度)

当社は執行役員制度(取締役による兼任を含め7名の執行役員)を導入しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の権限と責任を明確にし、経営の意思決定を迅速に行うとともに、より一層の経営体制の強化と経営の効率化を図っております。

(内部監査)

内部監査組織として、社長直属の機関である内部監査室を設置しております。

(会計監査人)

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正な情報の提供と的確かつ厳正な会計監査を受けております。直前事業年度において監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。なお、継続監査年数が7年を超える者はありません。
指定有限責任社員 業務執行社員 井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員 宇治川雄士
そのほか監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他5名となっております。

(法律事務所)

法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の法律事項については必要に応じて助言指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させるため、「経営責任の明確化」、「経営の透明性の向上と監査・監督機能」及び「経営の迅速な意思決定」の確保を重視し、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	証券代行会社に集中日が想定される日付等を確認して、その日を避ける形で開催日を決定しております。なお、前年(38期)は2020年6月19日(金曜日)に開催いたしました。また、当年(39期)は2021年6月18日(金曜日)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	企業業績や最新の企業情報に関する説明会を年2回(第2四半期末・期末)開催しております。なお、当年(39期)期末の説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当社関係者および参加者の皆様の健康と安全確保を第一に考慮した結果、開催を見送ることとなりました。	なし
IR資料のホームページ掲載	掲載内容は、有価証券報告書(四半期報告書含む)、決算短信(四半期決算短信含む)、決算説明会資料(第2四半期末・期末)、その他適時開示情報等であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内に設置しております。 (IR担当役員) 取締役兼執行役員管理本部長 日下部直喜 (IR事務連絡責任者) 管理本部経理次長 竹田誉志則	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と社会的信頼を得るために、当社に関する重要な情報(決定事実、発生事実、決算情報等)の公正かつ適時・適切な開示を行うことを情報開示の基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の店舗から発生する廃棄物の処理につきましては、地域の方々にご迷惑にならないよう細心の注意をもって行っております。これに関しては主に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」などに定められており、これらの法律を遵守すべく関連マニュアルに基づく適正な処理の徹底に努めております。また、使用済み自動車の再資源化等への取組みとして、2005年1月に施行された「自動車リサイクル法」についても責任の一端を担う立場として役割を果たしていくなど、企業社会の一員として環境保全への取り組みの強化を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のディスクロージャー資料については、情報開示日に当社ホームページに掲載しております。また、その他IR関係の資料についても、速やかに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2016年6月17日の取締役会において改定された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの構築を行っております。提出日現在における「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

1. 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
(2) 役員および従業員は、「パフアローコンプライアンス基本方針」、「株式会社パフアローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
(3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
(4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
(5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査する。
(6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
(7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント体制を確立する。
(2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
(3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を適正な員数に保つ。
(2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
(3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
(4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団(以下、当社グループという。)における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・ 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
・ 当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・ 当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・ 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
(4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・ 当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社パフアローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
・ 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
・ 当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・ 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
・ 当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の人数、人選等については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議して決定する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)が協議する。
(2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員が監査等委員会に報告するための体制
・ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
・ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当

社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

(2)子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。

- ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(2)監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(3)監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。

(4)監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「株式会社バッファロー コンプライアンスコード」において明記されている「反社会的勢力との関係断絶」の条項に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部を対応部門として、平素から所轄警察署、顧問弁護士等との協調関係を図ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において特別な防止策というものの導入はしていませんが、財務体質を強化し、時価総額の上昇に努める等の一般的経営課題として認識しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、カー用品並びに自動車関連サービスの販売会社としてトータルカーライフのサポートという社会的責任と公共的使命を全うするために、「(株)バッファローコンプライアンスコード」並びに「内部通告制度」を制定し、役員を含む全社員の遵法意識向上に資しております。また、金融商品取引法及び金融庁公布の基準等に則った「内部統制規程」並びに当社の経営に重大な影響を及ぼす虞のある危機が発生したときの対策について定めた「経営危機対策規程」を制定し、その整備・運用を実施しております。

情報セキュリティについては、当社が事業を遂行するに際して取扱う個人情報を適切に保護し、漏洩防止とその適切な利用等を図ることを目的として「個人情報保護規程」を定め、各部署・各店舗毎に「個人情報管理者」を任命し、全従業員におけるプライバシー・ポリシーの周知徹底並びに店頭ポスターにより公表を行うなど、個人情報の安全管理の強化に取り組んでおります。

また、役職員のインサイダー取引防止策として「内部情報管理規程」を制定し、これに基づく管理体制のもと内部情報の保護と関係者以外への漏洩防止対策を図っております。

店舗営業に伴う廃棄物の処理、有害物の取り扱い、ピット作業における事故発生、店舗敷地内でのその他の事故の発生等に係る事項について、継続的な監視を実施しております。具体的には営業本部等が実施する、徹底した店舗巡回指導(概ね年間4回)、内部監査室による通常監査、打撃監査及びオートバックスフランチャイズ本部からの各種指導等により、リスク管理体制の強化に努めております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するため、当社の経営方針等の共有のもとに「内部統制システム構築の基本方針」において、経営状況の報告、リスク管理及び効率的な職務執行体制の構築を行うこととしております。

また、「コンプライアンス基本方針」「株式会社バッファローコンプライアンスコード」をグループ共通のものとして、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備しております。

【適時開示体制の概要】

<適時開示に係る基本方針>

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で取り組んで参る所存であります。

<会社情報の適時開示に係る社内体制>

当社では、重要な情報の管理及び適時開示の責任者として情報取扱責任者を設置しており、当社の重要な情報は、情報取扱責任者のもとに集約する体制になっております。

1. 決定事実

当社における重要な業務執行については取締役会において決定しております。情報取扱責任者には取締役管理本部長がなっており、決定事実については常に把握しております。

2. 発生事実

当社における重要な発生事実については、各部署の長を重要事実の管理責任者としており、重要な発生事実が発生した場合には管理責任者より速やかに、代表取締役社長および情報取扱責任者に報告することとなっております。

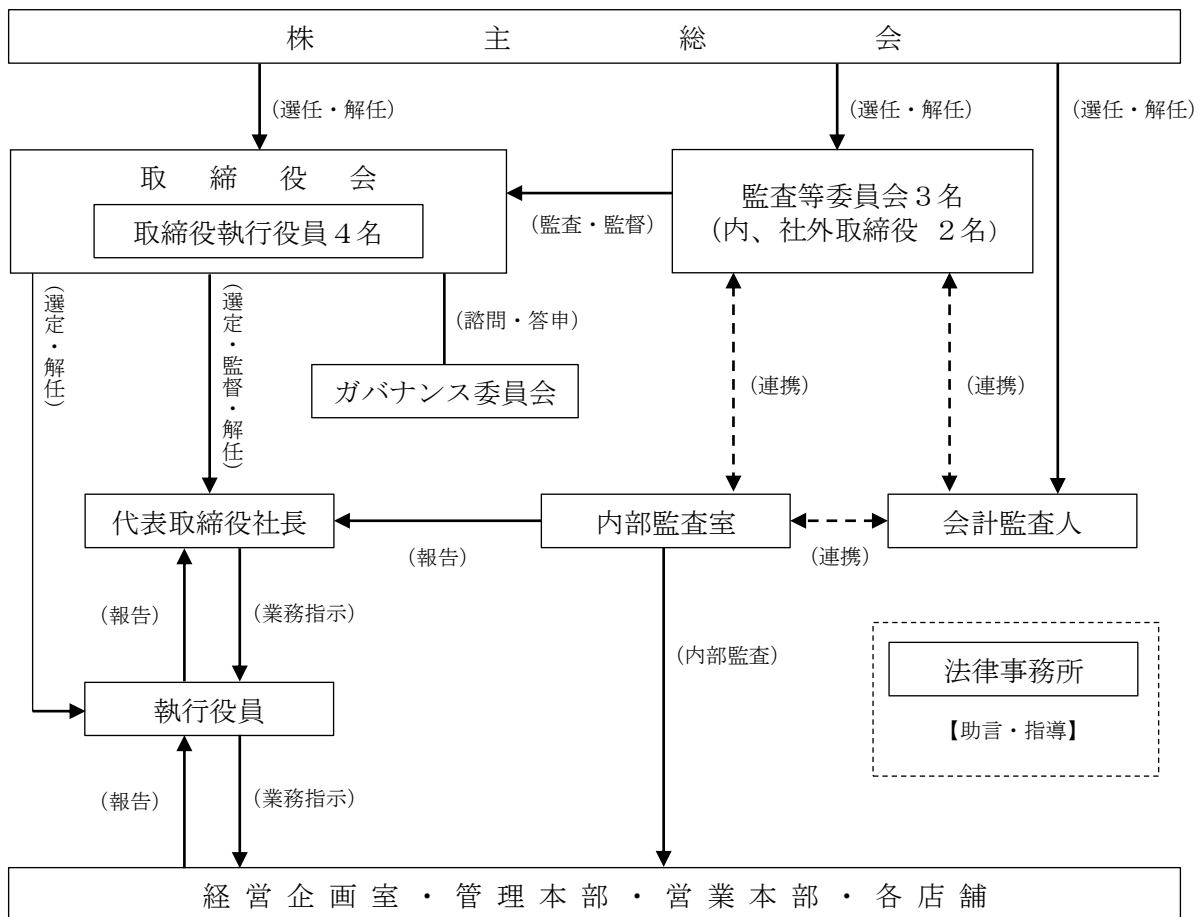
3. 決算情報

当社の決算情報については、管理本部が主管部門として決算情報のとりまとめと作成を行い、最終的に取締役会において決定しております。

4. 情報取扱責任者は情報の信頼性を確認した上で関連法令及び上場規則等に則って開示情報か否かの審査を行い、該当情報の場合は情報開示担当者への指示により情報開示されます。

5. 適時開示が必要とされた情報については、決定事実と決算情報については取締役会による決定後、発生事実については代表取締役および情報取扱責任者が確認の後、速やかに情報開示担当者より公表手続きを行います。

なお、内部取引者の未然防止を目的に、適時開示までの間における重要事実の取扱いについては、当社「内部情報管理規程」を準用し、内部者取引の禁止の徹底を図るとともに情報の管理に万全を期しております。



情報開示体制

(2021 年 6 月 24 日現在)

